

韮崎市と住宅金融支援機構が連携

令和7年8月版
www.flat35.com

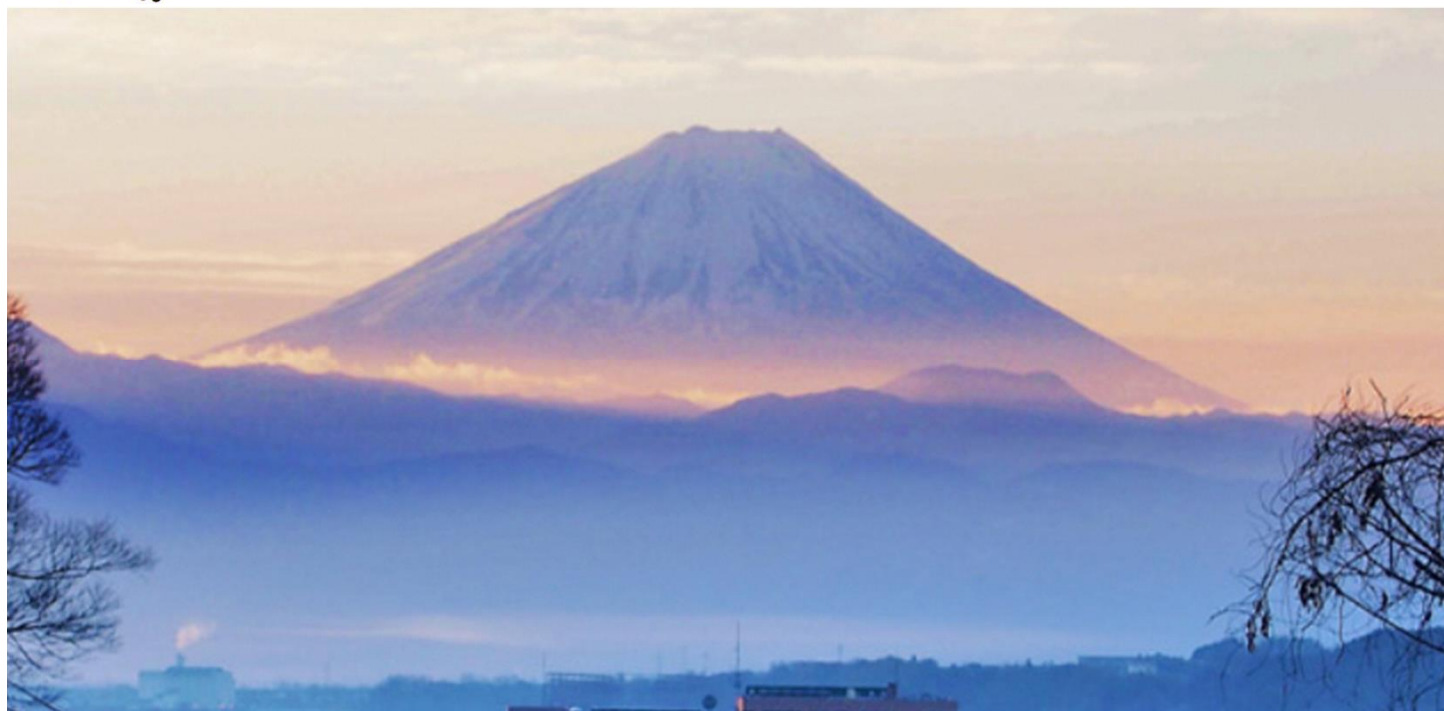
マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

いま子育て中の方に！

空き家バンクを利用する方に！



韮崎市イメージキャラクター
ニーラ



七里岩トンネル上から眺める富士山

【フラット35】 地域連携型

子育て支援の場合

当初 **5** 年間
年 **0.5** %金利引下げ

空き家対策の場合

当初 **5** 年間
年 **0.5** %金利引下げ

【フラット35】**S** や【フラット35】**子育てプラス** との併用でさらに金利引下げ！

※【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

幸せを創造するふるさと にらさき 

- 韮崎市空き家バンク事業実施事業
(成約者支援・リフォーム・解体工事)
- 韮崎市子育て世帯住宅取得支援事業費補助金交付事業
のご相談は

デジタル戦略課 地域戦略担当

☎0551-45-9173

【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。 住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ **0120-0860-35** (通話無料)

営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、**土・日**も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



韮崎市
NIRASAKI CITY

すべての人が輝き
幸せを創造するふるさと



山梨県の北西部に位置し、富士山やハケ岳、鳳凰三山、茅ヶ岳などの雄大で美しい名峰の数々が市内から一望できます。
春の陽を浴びて満開に咲き誇る「わに塚のサクラ」や「新府桃源郷」、降りそそぐ太陽と緑に包まれた「穂坂台上のぶどう棚」、レンゲツツジが山頂一帯を真紅に染める「甘利山」。四季折々の景色と肥沃な大地と水が育む桃やぶどう、お米などは本市の特産です。
ノーベル賞受賞の名誉市民 大村智博士が称賛する自然豊かな「韮崎市」は、幅広い世代が快適に暮らせるコンパクトシティです。



韮崎市で利用できる【フラット35】
地域連携型はこちらから



韮崎市子育て世帯住宅取得支援事業費 補助金交付事業

【主な要件】

子育て世帯の新生活を支援するため、令和7年4月1日以降に住宅の購入又はリフォームをした世帯に補助金を交付します（年齢、所得要件あり）。

【補助金額】

＜新築・建売住宅を取得する場合＞

最大60万円

＜中古住宅を取得する場合＞

最大90万円



詳しくはこちらから



韮崎市空き家バンク事業実施事業 （成約者支援・リフォーム・解体工事）

【主な要件】

韮崎市の空き家バンクに登録されている物件を利活用する際に各種補助金を交付します。

【補助金額】

＜韮崎市空き家バンク成約者支援補助金＞

最大10万円

＜韮崎市空き家バンクリフォーム補助金＞

最大100万円

＜韮崎市空き家バンク解体工事補助金＞

最大100万円



詳しくはこちらから

【フラット35】 地域連携型

子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【主な要件】

・韮崎市子育て世帯住宅取得支援事業費補助金交付事業を利用すること（ただし、リフォーム費用のみの場合を除く。）。

空き家対策の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【主な要件】

次のいずれかに該当すること。
・韮崎市空き家バンク成約者支援補助金を利用すること。
・韮崎市空き家バンクリフォーム補助金を利用すること（ただし、新たに住宅を取得する場合に限る。）。
・韮崎市空き家バンク解体工事補助金を利用して、建物の解体及び除却後の土地に住宅の建設を行うこと。



※1 【フラット35】S や【フラット35】子育てプラス
でさらに金利引下げ

※2 【フラット35】S と【フラット35】子育てプラス
の併用も可能

＜注意事項＞ ●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。
●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。 ●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。 ●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。 ●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。 ●【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認いただくか、お客さまコールセンター（0120-0860-35）までお問合せください。 ●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。 ●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。 ●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。